

ふれあいサロン概要書

この概要書は、ふれあいサロンの管理運営に関しての市の基本的な考え方や基本情報を示すものです。ふれあいサロンの管理業務については、設置目的をより効果的に達成するため、平成18年度に指定管理者制度を導入して管理運営を行っています。

1 設置目的

高齢者相互のふれあいと世代を超えた交流の促進を図り、市民生活に豊かな感性と活力をもたらすために設置しています。

2 基本情報

- (1) 施設の名称： ふれあいサロン
- (2) 所在地： 津山市南新座33番地
- (3) 開館日： 平成元年7月 開館
- (4) 延床面積： 599.78㎡
- (5) 施設概要： 鉄骨鉄筋コンクリート造（アリコベール・しんぞ2階）
サロン、講座室、和室、会議室、喫茶施設など

3 管理運営状況

- (1) 管理形態： 指定管理
- (2) 管理運営者： 指定管理者（特定非営利活動法人ワーカーズコープ）
- (3) 期間： 指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日

4 ふれあいサロンの管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 施設利用者の安全確保を第一とする。
- (2) 施設の効率的・弾力的運営を行う。
- (3) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- (4) 利用者にとって快適な施設であることに努める。
- (5) 魅力ある自主事業を実施し、利用者のサービス向上に努める。
- (6) 個人情報の保護を徹底する。
- (7) 環境保護に配慮する。
- (8) 現状以上のサービスを維持しながら、管理運営費の削減に努める。

5 開館日時

- (1) 開館時間 午前9時から午後9時まで
- (2) 休館日
 - ① 毎週火曜日
 - ② 12月28日から1月3日

6 業務内容等

- (1) ふれあいサロンの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) ふれあいサロンの維持管理に関する業務
- (3) ふれあいサロンの利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) ふれあいサロンの設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) ふれあいサロンの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ふれあいサロンの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(7) その他別紙「ふれあいサロン指定管理者業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に定めるとおり

※1 包括的再委託の禁止

指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、一部の業務については、市との協議の上、専門の事業者に委託することができます。

- 別紙1 ふれあいサロン条例、ふれあいサロン条例施行規則
- 別紙2 位置図、建物平面図
- 別紙3 収支決算表（令和元年度～令和3年度分）
- 別紙4 利用実績表（令和元年度～令和3年度分）
- 別紙5 業務評価結果書（令和元年度～令和3年度分）
- 別紙6 前回の募集要項、仕様書